

「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」への対応状況

目次

(前提) いじめの定義の理解と共通認識の重要性	1
① 「教職員用いじめ対策必携」や「再調査報告書」等を活用した職員研修の実施	1
第1 いじめ防止等のための対策及び重大事態の発生防止策	2
① いじめ防止子供サミットの保護者への呼び掛けや、児童生徒自らがいじめを学習する機会の呼び掛け等、生徒の学習機会の質的充実	2
② 児童生徒の微かなサインに気付くための年数回（5回以上）のアンケート等の実施	4
③ 臨床心理士等相談員の派遣体制の充実（派遣回数増加、臨床心理士等相談員による職員研修の実施）	5
④ 学校いじめ対策組織が中心となって定期的な教育相談等を実施するなどいじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化	6
⑤ 保護者からの連絡のない欠席等への対応確認	7
⑥ 医療機関等の関係機関と連携	8
⑦ 児童生徒の状況把握・判断に関する事例研究（重大事態の当事者や関係者の生の声に学ぶ機会の研修）等による研修の充実	9
第2 児童生徒の自殺事案等が発生した後の学校等の対応	10
① 基本調査と詳細調査の関係の整理	10
② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「鹿児島県いじめ防止基本方針」により則した対応	11
③ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいた、県教育委員会と学校との連携した対応	12
④ 「再調査報告書」を活用した重大事態発生後の対応の職員研修の実施	12
第3 調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方	13
① 自殺事案等が発生した際の保護者対応、基本調査・詳細調査についての周知	13
② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の設置	14
第4 いじめの防止等の対策の今後の検証	14
① 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の調査・審議（検証）	15

（前提）いじめの定義の理解と共通認識の重要性

【提言】

- ・ いじめの未然防止・早期発見対応・重大事態発生後の対応など、すべての局面において基本となることは、いじめについての正しい理解と共通認識をもつことである。

【対応】

① 「教職員用いじめ対策必携」や「再調査報告書」等を活用した職員研修の実施

- 「いじめ再調査に係る再発防止策等検討会」の提言を受け、令和3年3月末に「教職員用いじめ対策必携」を全教職員に配布し、職員研修等で活用できるようにした。

【内容】

- 1 いじめの定義
- 2 本県の基本的認識
- 3 いじめの態様
- 4 いじめられている子供の出すサイン
- 5 いじめが起きた場合の組織的対応
- 6 いじめが起きた場合の子供の保護者への対応例
- 7 重大事態
- 8 各学校におけるいじめの問題への対応・体制の確立
- 9 いじめの問題をはじめとする問題行動を起こす児童生徒に対する指導
- 10 「ネット上のいじめ」への対応
- 11 本県のおいじめの状況、参考資料等
- 12 主な相談機関の案内、主な相談機関の案内



- 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会（管理職と生徒指導担当者が出席，年2回開催）にて，年間行事の予定にいじめ問題に関する職員会議や校内研修会〔全職員のおいじめの認知の判断・対応・解消のスキルアップに関する研修〕を計画して実施することとした。
- 前期の地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」を配布し，「提言」の要点を説明した。
- 各学校の校内研修の実施状況について，10月末の「いじめを考える週間」の調査報告で集約した。

令和3年度 職員研修を実施した ⇒61校（100%）

複数回研修を実施した ⇒23校（37.7%）

2回⇒21校，3回⇒11校，6回⇒1校，7回⇒1校

（校数は全日制高校）

研修資料：「いじめ再調査に係る再発防止対策等の提言」、「再調査報告書」、
「教職員用いじめ対策必携」、「生徒指導連絡協議会資料（抜粋）」、
「いじめ防止等対策推進法」、「いじめ防止基本方針」、「校長研修
会資料（エンジェルハートプロジェクト資料）」。

第1 いじめ防止等のための対策及び重大事態の発生防止策

【提言】

- ・ 県下の学校では、様々な側面からいじめ問題について学習する機会を設定し、実践がなされているところであるが、さらなる学習の質的な充実を求める。
- ・ 学校・教職員には、児童生徒にとって気軽に話や相談をしやすい存在として認識されるための具体的な取り組みを求める。
- ・ 再調査報告書においても担任と副担任の間では「欠席した生徒に関する対応を含めた情報等も共有されていなかった」ことが指摘されている。教職員間の個人的な対話も含めた情報交換は重要であり、その具体的手法について検討し、改善につなげることを求める。
- ・ 過去に生じた重大事態等の事例に真摯に学び、具体的に児童生徒の状況把握がうまくできていなかった要因やその反省から、自校の場合には何を具体化していく必要があるかを全教職員が自分事として具体的に考えることのできる事例研究を中心とした研修の充実を求める。

【対応】

- ① いじめ防止子供サミットの保護者への呼び掛けや、児童生徒自らがいじめを学習する機会の呼び掛け等、生徒の学習機会の質的充実
 - 保護者用の「いじめ防止子供サミット」のリーフレットを作成し、会場参加に加え、オンラインでも児童生徒同士が議論する様子を視聴できる環境で実施した。
 - ・ 日 時：日 時：令和3年12月27日（月） 午後1時～午後4時30分
 - ・ 場 所：市町村自治会館
 - ・ 参加者：小・中学校，義務教育学校，高等学校，特別支援学校の児童生徒，保護者，教育関係者など321人が参加
 - ・ 発表校：鹿児島市立清水中学校，日置市立伊集院中学校，枕崎市立枕崎中学校，出水市立野田小学校，霧島市立溝辺中学校，屋久島町立中央中学校，奄美市立芦花部小中学校，県立錦江湾高等学校
 - ・ 活動内容：参加型体験学習及びディスカッション
(いじめの定義，解決方法，実践発表，いじめ防止)

－参加者（児童生徒）の感想－

- ・ いじりといじめは同じで、いじりも、よくないという考えになった。いじめは受けた側が嫌だなんて思ったらそれはいじめなので、からかっているいじりもいじめと変わらないと思う。受けた人が楽しんでいるいじりの具体例を考えてみたがグループでは出て来なかった。
- ・ 他の学校での取組を聞くことができとても良かった。人権ポスターやいじめ撲滅宣言など、自分たちの学校で取り組めることを見つけられたのは大きな成果だと思う。
- ・ 今日ほど、いじめについて考えたことはなかった。行き場のないストレスがいじめになってしまって、これは本当に良くないことだと改めて実感した。
- ・ 「いじめ問題子どもサミット」を通して、いろいろな人の意見や思いが聞けて比較して考えられた。人の考え方は人それぞれ違うということに改めて感じた。



- 各学校では「いじめを考える週間」の期間に統一ロングホームルームを実施したり、講話を実施したりして、生徒のいじめに対する意識の高揚を図っている。

－具体的な事例－

- ・ 生徒指導主任が自身のいじめの被害体験を生徒に語り、感想文を記入させ、その後、個別面談を実施して取り組んだ。
- ・ 学校生活アンケートの調査結果を参考にして、「からかい」から生じるいじめについて認識を深める統一ロングホームルームを実施した。
- ・ 校内放送による講話やアンケートを実施し、生徒が自らの行動を見つめ直せるように取り組んだ。
- ・ ホームルーム生活委員が「いじめ問題を考える標語募集」を行い、多くの生徒が真剣に考えたよい作品が多く提出された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷をなくするための統一ロングホームルームを実施し、生徒のいじめ根絶の認識を深めた。

- ・ 朝読書の時間を活用して「いじめを考える」取り組みを実施した結果、いじめを決して他人事としない意識が高まった。
- ・ オンライン講演会を実施した。被害者にも加害者にもならない情報発信の仕方などの理解を深めさせることができた。
- ・ 図書委員によるラジオドラマの放送を実施した。生徒の感想文から、いじめは許されない行為であることを再認識させることができた。

② 児童生徒の微かなサインに気付くための年数回（5回以上）のアンケート等の実施

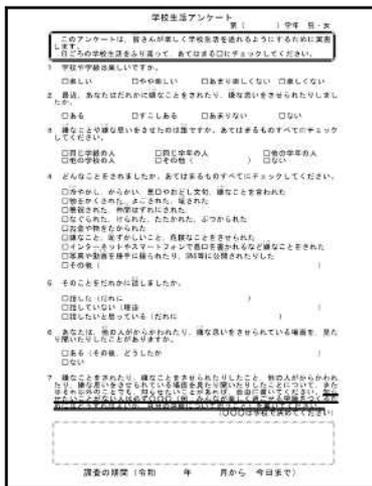
○ 3月に「『学校生活アンケート』、学校が作成したアンケート、県総合教育センター作成の『学校楽しいーと』、『SNSチェックシート』を組み合わせ、年5回以上実施する」ことを勧めた。

- ・ いじめの実態把握に関するアンケート調査の年間予定
 年1回 ⇒ 0校（0%）
 年2～4回 ⇒ 27校（44.2%）
 年5回以上 ⇒ 34校（55.7%）
- ・ いじめの実態把握に関するアンケート調査方法 ※複数回答可
 いじめに特化したアンケートを実施 ⇒ 31校（50.8%）
 生活アンケート等の中でいじめを把握 ⇒ 54校（88.5%）
- ・ 記名式，無記名式（複数回答可）
 記名式 ⇒ 26校（42.6%）
 無記名式 ⇒ 51校（83.6%）
 選択式 ⇒ 14校（23.0%）
 （校数は全日制高校）

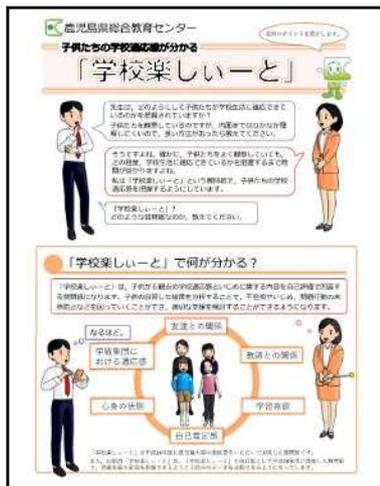
○ アンケート調査の実施に当たり、前期地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて、「提言」を踏まえた留意点を説明した。

－ 留意点〔一部を掲載〕－

- ・ アンケートは可能な限り短い間隔で計画的に実施し、状況を把握する。
- ・ アンケート等を実施する際は、生徒が事実をありのまま記入できるよう環境を整える。
- ・ アンケートの結果は被害感情に着目し、積極的にいじめを認知する。
- ・ アンケートの結果は、原則として調査を実施したその日のうちに記入内容をいじめ対策組織で確認する。
- ・ アンケートの結果から「いじめがある」ことを認知した場合、組織で速やかに対応策を協議する。



学校生活アンケート



学校楽しいーと



SNSチェックシート

③ 臨床心理士等相談員の派遣体制の充実（派遣回数増加、臨床心理士等相談員による職員研修の実施）

○ 臨床心理士又は臨床心理士に準ずる者を全ての県立高校に年12回派遣し、生徒の自殺対策の強化や問題行動等の解決を図った。

- ・ 派遣は年12回（昨年度より4回増）、1回あたり3時間
- ・ 臨床心理士等の資格条件別人員：37人（臨床心理士33人）
- ・ 令和2年度の実績（年8回派遣）

○ 相談回数									
相談回数（延べ数）		3454回							
生徒	2130回	保護者	343回	生徒・保護者	88回	教職員	850回	その他	43回
○ 内容別相談状況									
相談内容	①不登校への対応	②いじめへの対応	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困の問題	⑦非行・不良行為	⑧家庭環境 (④、⑥を除く)	⑨教職員との関係
回数	441回	29回	17回	5回	564回	7回	34回	401回	62回
割合(%)	12.8%	0.8%	0.5%	0.1%	16.3%	0.2%	1.0%	11.6%	1.8%
相談内容	⑩心身の健康・保健	⑪学業・進路	⑫その他の内容	合計					
回数	901回	446回	416回	3454回					
割合(%)	26.1%	12.9%	12.0%	100.0%					

○ 令和2年度は令和元年度に比べて命に関わる重大事態が多く発生したことから、令和3年度については、臨床心理士等相談員を講師とした自殺予防の校内研修（ゲートキーパー*に関する内容）を必ず実施することとした。

- ・ 臨床心理士等相談員によるSOSの出し方に関する教育等を実施している。

※ ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

○ 県立学校の教育相談担当者と臨床心理士等相談員の連絡協議会を年2回開催して、研究協議や情報交換等を実施し、本事業の効果的推進を図った。

④ 学校いじめ対策組織が中心となって定期的な教育相談等を実施するなどいじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化

- 各学校には、いじめ対策組織の構成員に臨床心理士等相談員やスクールソーシャルワーカーなどを加えて運営するように指導した。
 - ・ 臨床心理士等相談員やスクールソーシャルワーカーを加えている。
32校（52.4%）
 - ・ 学校評価委員や警察経験者等の外部の委員を加えている。
19校（31.1%）
- 学校に対し、臨床心理士相談員がいじめ被害者の生徒だけでなく、いじめ加害者の生徒についても面談をできるように連携した対応を求めた。
- アンケート調査を実施した場合、原則として調査結果は実施したその日のうちにいじめ対策組織で記入内容を確認するように指導した。
 - ※ アンケートでの発覚は、「未然防止」の段階ではなく、すでに被害感情を訴えている状態が明らかになった段階であるため、面談等の早期対応が必要である。
- 学校では、アンケート以外に、教育相談・個別面談の実施〔61校（100%）〕、「生活ノート」など教職員と生徒の間で行われている日記等の取組〔26校（42.6%）〕、家庭訪問の実施〔23校（37.7%）〕など、いじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化に努めている。
 - ・ 生徒の行動や態度、状況等についての情報共有の場の設定

毎日	3校（4.9%）	
週に1～3回程度	22校（36.1%）	
月に2～3回程度	15校（24.6%）	
月に1回程度	9校（14.8%）	
他	12校（19.7%）	（校数は全日制高校）
- SNSによるいじめ等のSNS相談や通報窓口や県教委の電話相談ダイヤル（かごしま教育ホットライン24）を生徒・保護者に紹介し、生徒が悩みを抱えたときに相談しやすい体制の充実を図った。

.....

かごしま教育ホットライン24 年間1,780件の相談（いじめ76件）

- ・ 夜間・休日を含め24時間体制で運営している。
- ・ 4月に全ての小学1年生、中学1年生を対象にカードを配布（私立学校も対象）。 ※ 高校には5枚／1校を配布した。
- ・ 高校生は携帯電話の所持率が高いことから、学校はリーフレットを配布したり、ポスターを校内に掲示したりして周知している。



かごしま子供SNS相談・通報窓口 令和2年度：294件の相談，18件の通報

- ・ 相談は17時～22時，通報は24時間で運営している。
相談員：臨床心理士，社会福祉士，教職経験者等
- ・ 対象は公立の中学1年生から高校3年生としており，リーフレットを配布した。
- ・ いじめの通報が寄せられた場合，教育委員会及び当該学校と連携して，対応に当たっている。



学校ネットパトロール 令和2年：検出件数443件（いじめ1件）

- ・ 委託業者が学校非公式サイト等の検索・監視し，投稿を危険度に応じて分類して報告されるようになっている。リスクレベルの極めて高い事案は，関係機関等へ直ちに通報するようになっている。

⑤ 保護者からの連絡のない欠席等への対応確認

- 県いじめ調査委員会の報告書（平成29年3月）にて，欠席連絡の重要性等について指摘されて以降，学校には生徒が欠席した場合は職員間で確認し合い，保護者と情報を共有するよう指導した。
 - ・ 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて「県いじめ再調査委員会の報告書」を説明し，欠席は重大なメッセージであるため，職員間で情報を共有すると共に保護者と確実に確認をすることとした。
 - ・ 改定した県いじめ防止基本方針（平成29年10月）に「学校を休む児童生

徒の多面的な見取りや支援のために、正課及び課外活動（部活動含む）等における欠席の把握や保護者との情報共有が進むよう取組を促す。」と追記して学校に説明した。

- 県いじめ再調査委員会の報告書（平成31年3月）においても、生徒が欠席した場合の確認や連絡等について指摘されたことを受け、改めて、生徒が欠席した場合には保護者に対して確認・連絡を行うこととした。
 - ・ 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて「県いじめ再調査委員会の報告書」を説明し、「欠席は生徒の重大なメッセージの発信、生徒の欠席・遅刻・早退についてその日のうちに担任等と保護者間で確実に連絡確認を行うこと」とした。具体的には、県教委は学校に対し、「欠席連絡については、保護者からの連絡がなく児童生徒が欠席した場合や児童生徒本人から欠席連絡があった場合、学校から保護者へ必ず確認することとし、長期休業中の課外授業や部活動においても同様に対応すること」とした。

⑥ 医療機関等の関係機関と連携

- 学校医・医療機関などの関係機関の連携について、学校においては教育相談担当の職員や養護教諭が中心となり、スクールカウンセラーと連携をとりながら組織的に対応する体制を整えて取り組んでいる。
 - ※ 学校が医療機関と連携を取る場合、必ず保護者の同意を得るようしており、医療機関には学校での対応の留意点などを確認することとしている。
- いじめ問題の状況や取組については、警察署やスクールサポーターなどの関係機関と情報交換を行い、連携協力した対応を図るよう指導した。（特に「ネット上のいじめ」は警察と連携して対応することとしている）。
 - －いじめ問題を連携して取り組んだ機関等（令和3年10月29日時点）－

警察	12校（19.6%）	児童相談所	9校（14.7%）
人権擁護委員	5校（8.2%）	民生委員	1校（1.6%）
その他	4校（6.6%）		（校数は全日制高校）
- 家庭環境の問題により登校できない生徒は、県のスクールソーシャルワーカーなどの専門家や福祉の関係機関等と連携して対応することとした。
 - ・ スクールソーシャルワーカー派遣実績7回（令和4年3月2日時点）

⑦ 児童生徒の状況把握・判断に関する事例研究（重大事態の当事者や関係者の生の声に学ぶ研修の機会）等による研修の充実

○ 県立高校の校長を対象に、重大事態の当事者を講演者とした研修を実施した（コロナ禍のためオンライン会議システム「Zoom」で実施）。

・ 日 時：令和3年6月7日（月） 午前9時30分～正午

・ 講演者：NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森美登里氏*

※ 平成10年、高校入学間もない一人娘をいじめによる自殺で失う。それをきっかけに、いじめが社会の大きな問題であることを知り、いじめのない社会、あたたかい教室と学校を目指し夫婦で活動を始める。



・ 講演会后、生徒指導監より「自殺事案に対する学校の初動対応」についての研修を実施した。

—受講者の感想—

- ・ 娘をいじめによる自殺で亡くされた小森さんの言葉に心振るわれた。
- ・ 今回の研修を受けて、言葉や態度で相手の受け止めが大きく変わることをもう一度しっかり受け止めて、「いじめのない社会を目指す」の心を生徒・職員へ話していきたいと思った。
- ・ 校長として、小森様の思いや願いを真摯に受け止めて、自ら先頭に立って、いじめの根絶に向けて取り組む重要性を強く感じた。

○ 教頭研修会を校長研修と同様、重大事態の当事者を講演者とした研修を実施した（コロナ禍のためオンライン会議システム「Zoom」で実施）。

・ 日 時：令和3年10月8日（金） 午前10時から午前11時40分

・ 講演者：NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森美登里氏

—受講者の感想—

- ・ いじめによる自殺で一人娘を失った小森様の講演を聴いて小森様の切実な思いが、また遺族であるからこそその感情が強く伝わってきた。
- ・ いじめに関して、有識者からの講話や映画を鑑賞する機会は、これまでもあったが、実際に大切なお子様を亡くされた保護者の方から話

を聞いたのは初めてだった。そのため、今までの講話や映画鑑賞より、心に響いたたし、衝撃を感じる部分もあった。

- ・ 教職生活で長く生徒指導の係を担当していたが、今日の研修会でいじめの報告を受けたとき、しばらく様子を見る猶予はありませんと強い口調でお話しされたことが非常に印象的で心に残った。

- 校長研修会（教頭研修会）の内容を校内研修で実施したり、「県いじめ再調査委員会報告書」や「いじめ再調査に係る再発防対策等の提言」などの資料を活用したりして、重大事態の事例研究の研修を実施し、教職員の感性や組織で対応する意識を高める取り組みに努めるようこととした。

第2 児童生徒の自殺事案等が発生した後の学校等の対応

【提言】

- ・ 基本調査と詳細調査との関係を改めて指針に沿って整理し、基本調査はあくまで迅速に情報を収集・整理するための調査であるということを十分理解しておくことを求める。
- ・ 児童生徒の自殺事案等や重大事態が生じてしまった際に、当該学校において、今後どのような対応が必要となっていくかを当該事案に即して具体的に時系列に沿って整理することを求める。

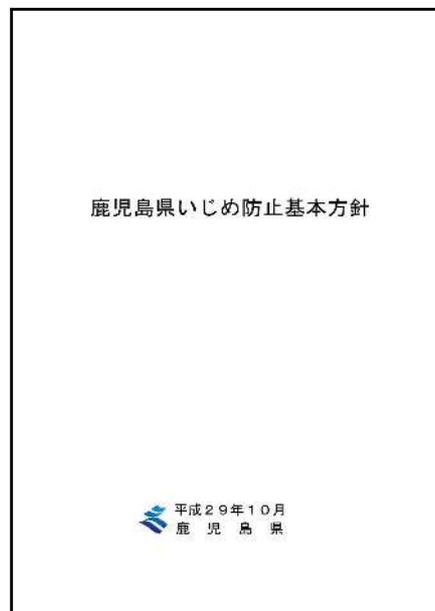
【対応】

① 基本調査と詳細調査の関係の整理

- 提言で「基本調査や詳細調査移行の判断について国の指針にそぐわない形で行われた。」という指摘を受け、これまで県教委の対応について整理した。
 - ・ 詳細調査に移行するかどうかの判断については「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に「第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい」とあることから、常設の調査・検証機関にその移行の判断の意見を求めることとした。
 - ・ 自殺に至る過程や心理の検証を行い自殺予防・再発防止策を立てるという詳細調査の目的から、自死した生徒が明らかに学校に関係する要素が背景に疑われている場合は、「遺族がそっとしておいてほしい」という意向があったり、子供に自殺の事実を伝えて行うアンケート調査等を実施し難しい状況にあったりしたとしても、常設の調査・検証機関にその移行の判断の意見を求めることとした。

② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「鹿児島県いじめ防止基本方針」により則した対応

- 従来から、地区別生徒指導連絡協議会では「県いじめ防止基本方針」について説明していたが、提言を踏まえ、各学校において「県いじめ防止基本方針」に則って「学校いじめ防止基本方針」の運用の点検を積極的に実施することとした。
- 提言を踏まえ、学校には「重大な事態や深刻な事案」については、速やかに県教委に報告するよう求め、事案の報告があった際は、重大事態になったことを想定して「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を確認することとした。



③ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいた県教育委員会と学校との連携した対応

- 自殺事案が発生した際は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいて対応することを地区別生徒指導連絡協議会などで周知した。
 - ・ 令和3年3月25日に各学校に対して「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」と「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を配布し、教職員が一層の理解と緊急時に適切に対応できるように職員研修を実施することとした。
 - ・ 令和3年6月7日に、各学校に対して「重大事態発生時の危機管理マニュアル（生徒の自殺事案が発生したときの対応）」の作成・提出を指示した。
- 校長研修会にて、生徒指導監より、国の指針において、「生徒が自殺を企図した自死事案又は自殺の企図が疑われる自死事案については、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、また、当該事案の公表・非公表にかかわらず、事案発生後、直ちに基本調査を実施する」ことについて説明し、基本調査の内容、「提言」を踏まえた留意点などについての確認をした。
- 県教委は事案が発生した場合、指導主事を学校に派遣し、学校と緊密に連携して対応に当たっている。



④ 「再調査報告書」を活用した重大事態発生後の対応の職員研修の実施

- 「再調査報告書」が出された、平成31年4月に各県立高校の校長と生徒指導担当者に対して報告書の概要を説明し、「いじめについての正しい認識」、「教職員間の連携・情報共有」、「欠席時の確認・連絡」等について徹底を促すと

もに、各学校において、再調査報告書を使って今回の事例を教訓としたいじめ防止対策についての教職員の研修を実施することとした。

- ・ 令和元年度からは全ての学校において「再調査報告書」を活用した職員研修を実施した。
- ・ 各学校では、いじめ再調査報告書の読み合わせ、学校いじめ防止基本方針の確認・見直し、現状の点検、今後の対応のあり方等について全職員で共通理解を図るなどの再調査報告書を活用した様々な研修を実施している。

- 令和3年度以降から生徒指導連絡協議会では、「再調査報告書」の内容に加え、「提言」を踏まえた、いじめ防止等の取組を実施することとした。

第3 調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方

【提言】

- ・ 基本調査・詳細調査の目的・役割を、調査対象となる事案に係る保護者にしっかりと理解してもらうためにも、自殺事案等が発生した際に基本調査・詳細調査の目的・役割を保護者に説明することになる学校設置者・学校は、研修などを通して認識を改めることを求める。
- ・ 調査においては、自分の子どもに何があったのかを知りたいという保護者の思いに寄り添う必要がある。
- ・ 県教育委員会・学校が自発的・主体的に調査の実施を提案し、迅速に詳細調査へ移行できるように調査委員会の常設化を提案する。

【対応】

① 自殺事案等が発生した際の保護者対応、基本調査・詳細調査についての周知

- 前期の地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」を配布し、「調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方」で学校に求められている主な内容については要点を確認し、周知を図った。

—周知した点—

- ・ 基本調査・詳細調査の目的・役割を、調査対象となる事案に係る保護者にしっかりと理解してもらうためにも、自殺事案等が発生した際に基本調査・詳細調査の目的・役割を保護者に説明することになる学校設置者・学校は、研修などを通して認識を改める。

- ・ 調査においては、自分の子どもに何があったのかを知りたいという保護者の思い寄り添う必要がある。
- ・ 専門家による詳細な調査で調査結果が出る前の段階で「いじめはなかった」、「学校に責任はない」などといった詳細調査によって明らかにされるべき事項について断片的な情報を発信することを避ける。
- ・ 児童生徒やその家庭に問題があったなどと発言するなど保護者の心情を害することは厳に慎む。

- 校長研修会の「自殺事案に対する学校の初動対応」の講話時に基本調査の内容や「提言」を踏まえた留意点について説明した。

② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の設置

- 調査委員会の常設化及び常設の検証体制の確立を図るため、新たに「鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例（鹿児島県条例第35号）」を制定した〔令和3年7月16日公布〕。
- ー 県いじめ防止等対策委員会所掌事務ー
 - ① いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づくいじめの防止等の対策についての調査審議を行う。
 - ② 法第24条の規定による調査（重大事態に該当しないものであっても、例えば児童生徒や保護者と学校の見解が異なるものについての調査）を行う。
 - ③ 法第28条第1項の規定による調査（重大事態に係る事実関係を明確にするための調査）を行う。
- 委員については、公平性・中立性を確保するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）に基づき、いじめ問題に関し、専門的知識及び経験を有する専門家の推薦を各職能団体、大学等に依頼した。
- 各職能団体、大学から推薦された6人を委員に任命した。

第4 いじめの防止等の対策の今後の検証

【提言】

- ・ 県教育委員会のいじめの防止等のための対策が、実効的に行われることを担保するため、検証機能を有する常設の機関の設置を求める。
- ・ 学校や教職員がいじめの正しい理解をどの程度できており、いじめを認知するための努力を具体的にどのように継続しているかという実態調査とその検証が定期的になされることを求める。

- ・ 現在学校において子どもたちの状況を把握するためのツールとして活用されている「児童生徒のいじめの実態調査」アンケートや「学校楽しいーと」等が、具体的にどのように活用されているのかについての実態調査と、その有効な活用方法の事例収集・共有、それらのツールによる方法で把握することのできている事柄と把握が困難である事柄は何かについての心理学や社会調査等の専門家による検証を常に行うことを求める。

【対応】

① 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の調査・審議（検証）

- 県いじめ防止等対策委員会において、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づくいじめの防止等の対策についての調査・審議を実施していただいている。（令和3年10月から令和4年2月までに会議を6回実施）。

【第1回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和3年10月20日（水）

議 事：委員会の運営について

いじめ防止対策推進法に基づく本県の取組について

令和2年度児童生徒の問題行動等不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について

【第2回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和3年11月29日（水）

議 事：いじめの早期発見に係る本県の取組について
事案の調査（非公開）

【第3回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年1月5日（水）

議 事：「いじめの再調査に係る再発防止等の提言」への対応状況について
事案の調査（非公開）

【第4回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年1月31日（月）

議 事：事案の調査（非公開）

【第5回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年2月9日（水）

議 事：事案の調査（非公開）

【第6回いじめ防止等対策委員会】

開催日：令和4年2月28日（水）

議 事：事案の調査（非公開）

鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第3項の規定に基づき、鹿児島県いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、法第12条の規定による鹿児島県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策について調査審議するとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第24条の規定による調査を行うこと。
- (2) 法第28条第1項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の服務)

第5条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県いじめ調査委員会条例（平成26年鹿児島県条例第37号）は、廃止する。

鹿児島県いじめ防止等対策委員会委員名簿

○：委員長

氏名	役職等（推薦団体）	区分
いぐち たか ひろ 井口 貴 博	弁護士（鹿児島県弁護士会）	法律
そめ かわ あい こ 染川 藍 子	弁護士（鹿児島県弁護士会）	法律
○ なか むら まさ ゆき 中村 雅 之	精神科医，大学教授（鹿児島県医師会）	医療
すぎ はら かおる 杉原 薫	大学准教授（鹿児島大学）	教育
なか みや じゅん 中宮 順	臨床心理士（鹿児島県臨床心理士会）	心理
くるす なお や 久留須 直也	社会福祉士，短期大学准教授 （鹿児島県社会福祉士会）	福祉

※ 委員の任期 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで